

（2）自動車通関証明書のリシステム化＜2＞

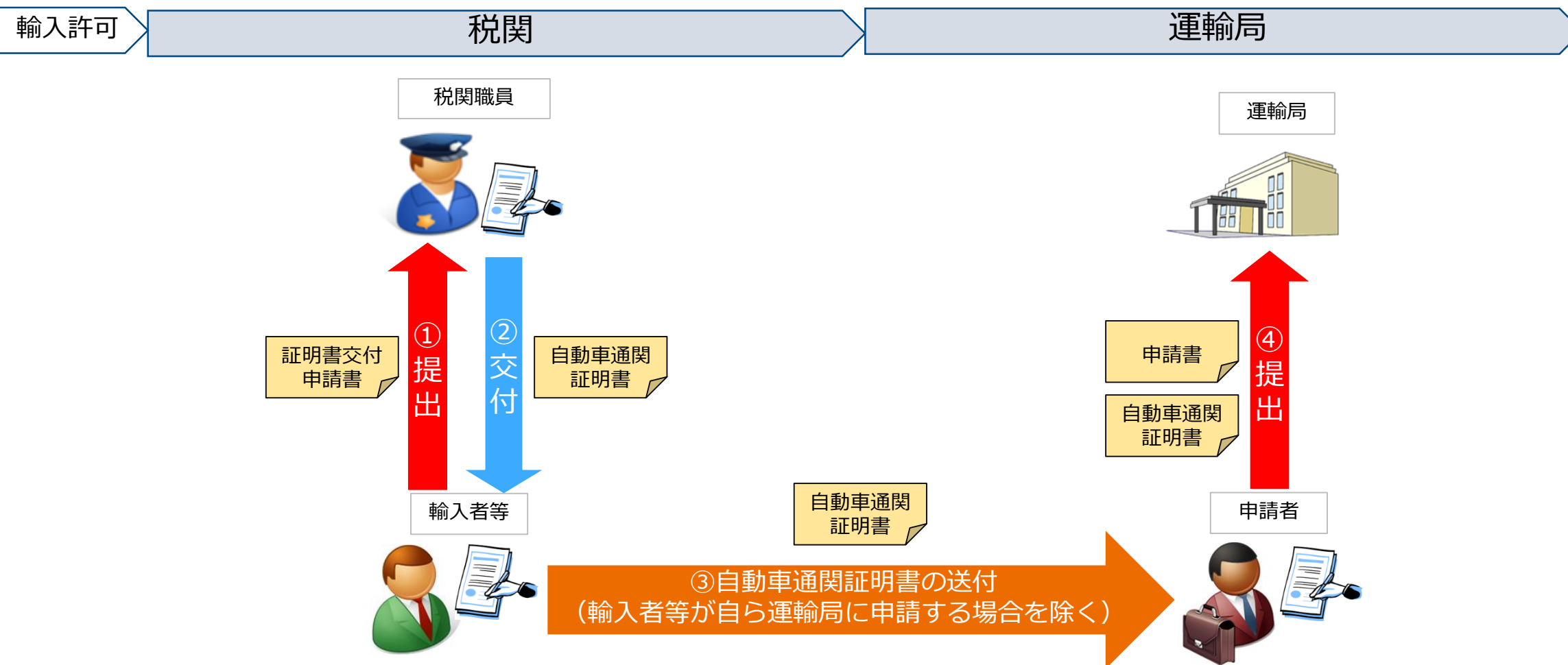


2023年11月22日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

区 分	概 要
1. 検討項目	自動車通関証明書システムのシステム化
2. 変更要望	自動車通関証明書を電子化し、国土交通省が所管するMOTASに連携することによって、利便性の向上及び事務の効率化を図る。
3. 次期仕様	<p>①自動車通関証明に特化した、NACCSによる証明書交付申請を可能とする。※</p> <p>②自動車通関証明書を電子的に発給し、発給情報をMOTASに連携する。</p> <p>③「電子納付」、「収入印紙」又は「現金」での証明書交付手数料（以下、「手数料」という）の納付を可能とする。</p> <p>※従来通り、書面での「証明書交付申請」及び「自動車通関証明書」の交付も可能</p>

現行概要

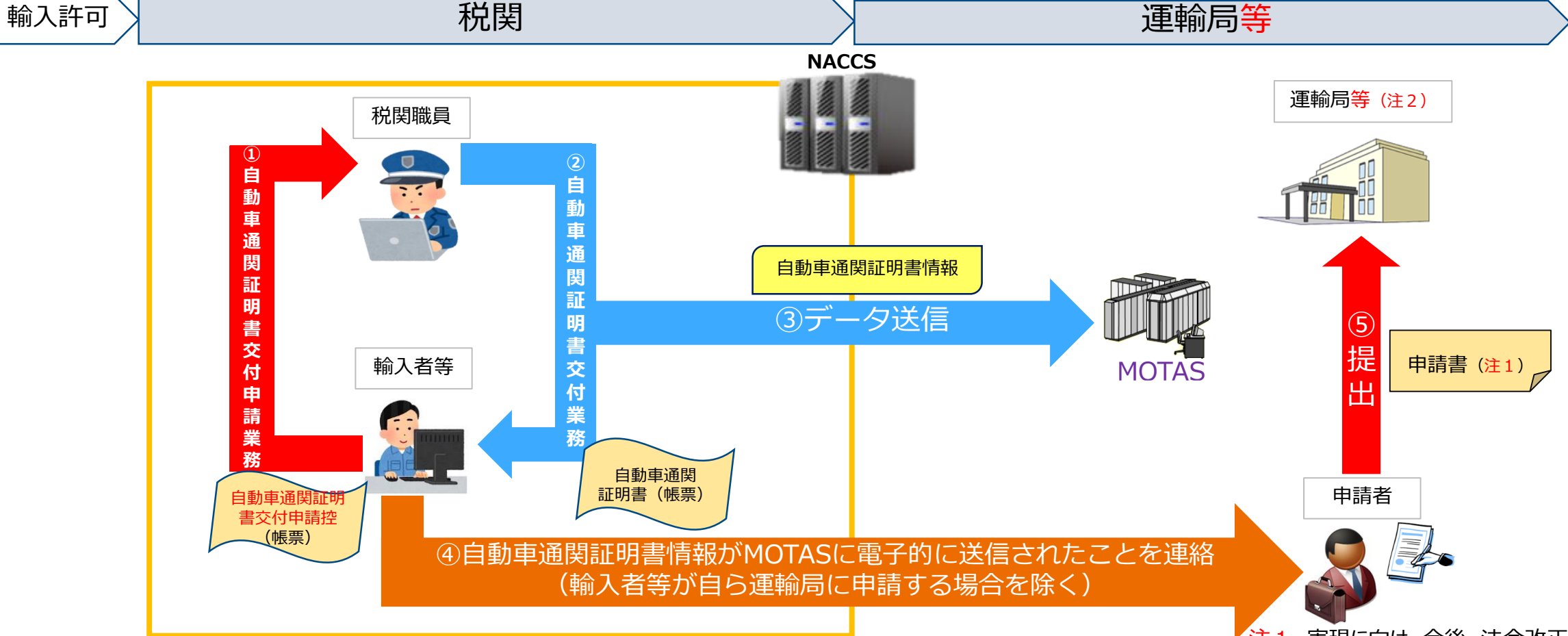
- 税関において、自動車等の輸入許可後に輸入者等が「自動車通関証明書」の交付を希望する場合は、書面にて交付している。
- 申請者は運輸局での自動車等の国内新規登録の申請時に、税関が交付した「自動車通関証明書」を提出している。



第22回合同WG資料再掲
第24回合同WGにて赤字箇所更新
LMVISとの連携を削除

変更概要

- NACCSにて、輸入者等が**自動車通関証明書交付申請（MTC）業務**を実施後、税関において内容を確認し、**確認情報をNACCSに登録することで**、輸入者等に「自動車通関証明書（帳票）」を配信するとともに、**配信日の翌日にNACCSからMOTASに「自動車通関証明書情報」を送信する。**
- MOTASには軽自動車を含む全ての自動車通関証明書情報を連携する。



注1 実現に向け、今後、法令改正等の整備を検討。
注2 軽自動車に係る手続きについては、検討中。

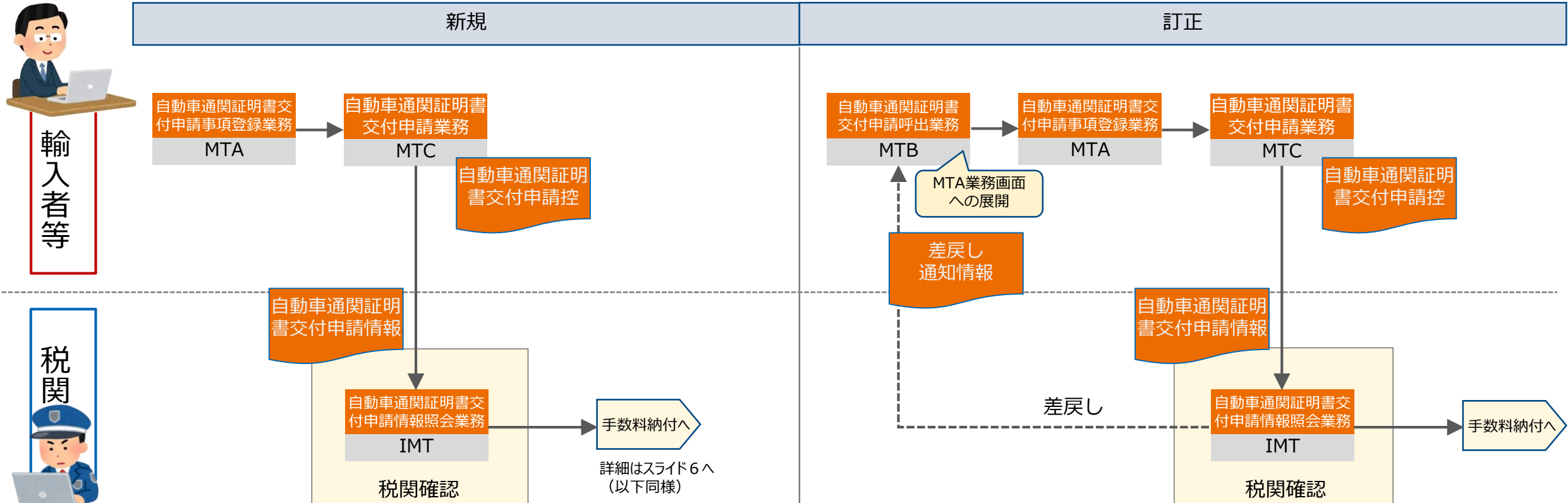
自動車通関証明書交付申請に係る手続の流れ

● 「新規」及び「訂正（※）」

- ① 自動車通関証明書交付申請事項登録（MTA）業務にて事項登録を行う。
- ② 自動車通関証明書交付申請（MTC）業務にて交付申請を行う。
- ③ 税関は自動車通関証明書交付申請情報照会（IMT）業務にて申請内容を確認する（IMT業務は輸入者等も利用可能）。

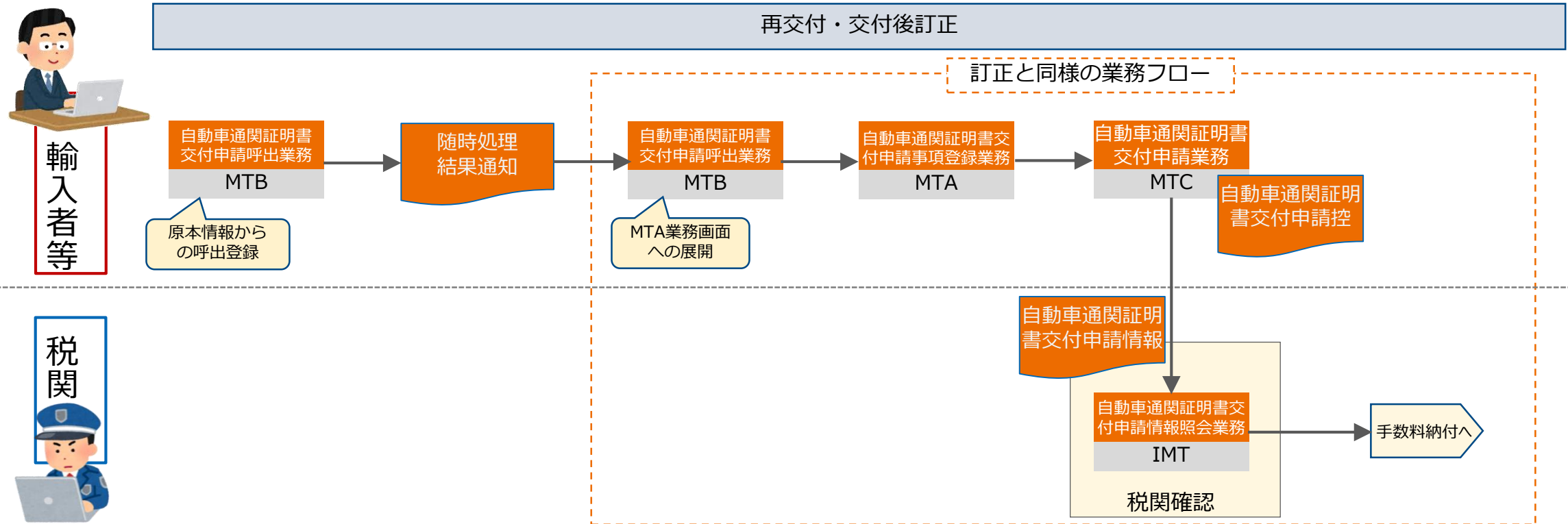
なお、税関確認によって申請内容に誤りが判明した場合は、輸入者等に差戻し通知情報を出力し、輸入者等は自動車通関証明書交付申請呼出（MTB）業務にて申請情報を呼出し、展開した事項登録業務画面にて申請内容を訂正し、再度申請を行う。

※「新規」、「再交付」及び「交付後訂正」における税関確認にて差戻しとなったものを含む



● 「再交付」及び「交付後訂正」

- ・当初交付日から起算して6日間（日曜祝日は期間計算に含めない。）は、オンライン上の自動車通関証明書情報の呼び出しが可能であり、「訂正」と同様の業務フローにて「再交付」または「交付後訂正」の申請を行う（前スライド参照）。
- ・当初交付日から起算して7日目以降は以下の手順によって原本情報から自動車通関証明書情報を呼び出す必要がある。
 - ① 自動車通関証明書交付申請呼出（MTB）業務にて原本情報からの呼出登録を行う。
 - ② 原本情報呼出しに係る随時処理結果通知の配信
 - ③ 自動車通関証明書交付申請呼出（MTB）業務にて自動車通関証明書情報を自動車通関証明書交付申請事項登録（MTA）業務画面に呼び出す。



手数料納付の流れ

手数料納付の流れは、「電子納付」、「収入印紙又は現金による納付」又は「手数料免除」に分かれており、手数料の納付が必要な場合は、輸入者等に出力される納付通知情報に従って手数料を納付することで自動車通関証明書が出力される。また、災害等により手数料が免除されている場合は税関の確認後に自動車通関証明書が出力される。なお、自動車通関証明書の交付後に誤りが確認され、自動車通関証明書情報の訂正を行う場合（交付後訂正）の手数料は要しない。



輸入者等



REPS
システム

税関



手数料納付

交付後訂正?

Yes

No

手数料免除?

No

Yes

納付通知情報
(印紙・現金)

納付
(印紙・現金)

納付通知情報
(ATM・ネット
バンキング)

納付
(ATM・ネット
バンキング)

自動車通関証
明書

歳入金電子納付
システム
(REPS)

手数料情報登録
RP1

マルチペイメント
ネットワーク
(MPN)

手数料領収確認
RP2

自動車通関証明書
交付出力多数件業務
1MT

手数料確認

項番	業務名	業務コード	入力者 (利用業種)	業務概要
1	自動車通関証明書交付申請事項登録業務	MTA	輸出入者・通関業者	<p>自動車通関証明書交付申請の事項登録を実施する業務。登録区分として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規 ・訂正(新規交付申請後に差戻しとなった場合) ・再交付 ・再交付の訂正 (再交付申請後に差戻しとなった場合) ・交付後訂正 ・交付後訂正の訂正(交付後訂正申請後に差戻しとなった場合) <p>が実施可能である。</p> <p>「自動車」又は「自動二輪」の自動車通関証明区分を選択する必要がある、「自動二輪」の場合は証明書の枚数区分※の入力が必要となる。</p> <p>手数料の納付方法は「電子納付」「印紙」「現金」のいずれかを選択。手数料免除申請に関する事項登録も可能。</p> <p>※ 1 通の自動通関証明書に 1 台のみ表示 (1 申請につき最大10台まで) 、又は複数台を表示 (1 申請につき最大30台まで) のいずれかを選択</p>
2	自動車通関証明書交付申請呼出業務	MTB	輸出入者・通関業者・税関	<p>自動車通関証明書情報を呼び出す業務。入力した証明書申請番号が自動車通関証明書発行DBに存在しない場合、その旨のエラーが出力され、証明書発給番号及び証明書発給年月日を入力することで、原本情報 (自動車通関証明書) から呼び出しを行う。</p>

項番	業務名	業務コード	入力者 (利用業種)	業務概要
3	自動車通関証明書交付申請業務	MTC	輸出入者・通関業者	自動車通関証明書交付の申請を実施する業務。
4	自動車通関証明書交付申請情報照会業務	IMT	輸出入者・通関業者・税関	自動車通関証明書交付申請情報の照会を実施する業務。 自動車通関証明書申請番号を入力し、送信することによって照会が可能となる。